

動物保護指導センター収容棟の見学等取扱要領

1 目的

この要領は、動物保護指導センター収容棟の見学、取材及び音声の録音並びに写真又はビデオの撮影（以下「見学等」という。）に関し、千葉市庁舎管理規則（昭和40年規則第25号。以下「規則」という。）第7条第1項第6号に規定する立入禁止区域及び規則第8条第1項第5号に規定する行為のほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要領中に記載のある「見学等」には、収容動物の返還及び譲渡を目的とするものは含まない。

2 立入禁止区域

規則第7条第6号に規定する立入禁止区域は、見学者等の安全確保の観点から、次のとおりとする。

- (1) 焼却炉室
- (2) 脱臭機械室
- (3) 冷暖房機械室
- (4) 電気室
- (5) 管理室(機械操作室)
- (6) 処分室
- (7) 収容室
- (8) ネコ室
- (9) 炭酸ガス集合室
- (10) 咬傷犬室
- (11) 負傷動物室
- (12) 死亡動物室
- (13) 子犬室
- (14) 動物収容室
- (15) 飼料室
- (16) 倉庫
- (17) その他動物の収容、引取り及び処分の業務中の区域

3 許可を要する行為

規則第8条第1項第5号に規定する行為は、次のとおりとする。

- (1) 立入禁止区域（負傷動物室、死亡動物室、子犬室及び倉庫を除く。）の写真又はビデオの撮影（以下「撮影」という。）
- (2) 収容動物（所有者から引取った動物を除く。）の撮影
- (3) 捕獲車の見学及び撮影
- (4) 施設利用者、職員等の撮影及び音声の録音

4 許可を要さない行為

許可を要さない行為とは、以下のとおりである。

- (1) 立入禁止区域（負傷動物室、死亡動物室、子犬室及び倉庫を除く。）の見学
- (2) 収容動物（所有者から引取った動物を除く。）の見学
- (3) 所有者から引取った動物の見学
- (4) 子犬室の見学等
- (5) 譲渡用動物の見学等

なお、これら許可を要さない行為を求める場合の必要な手続きは、(1)、(2)及び(3)については「施設見学申込書」（別記様式）の提出、(4)及び(5)については口頭による申し出を行うこととする。

5 見学等の対象とならない業務

3「許可を要する行為」及び4「許可を要さない行為」中に規定する以外の次に掲げる事項については、いずれも見学等はできないものである。

ただし、健康医療衛生部長が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 収容及び処分に係る業務
- (2) 所有者から引き取った動物（写真及びビデオの撮影に限る。）
- (3) 負傷し又は死亡した動物
- (4) 負傷動物室及び死亡動物室

6 許可の条件

規則第8条第2項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 見学等に立ち会う職員の指示に必ず従うこと。
- (2) 見学等の内容、撮影した写真等を公表するときは、その公表する内容等について事前に承諾を得ること。
- (3) 施設利用者、職員等の撮影及び音声の録音については、それぞれの者の同意が必要であること。
- (4) その他事故等の防止及び施設利用者又は職員のプライバシーの保護の観点から必要な事項

7 運用上の注意

- (1) 許可を申請する者について、必要に応じ、規則第6条の規定により、身分証等の提示により本人確認を行うこと。
- (2) 飼い主等を探すことを目的とした撮影の申し入れに対しては、市ホームページに画像を掲載して対応していることを説明し、理解を求めること。
また、公開されている画像を無断で転載しないよう説明すること。
- (3) 市ホームページにリンク設定する場合は、「トップ」ページ又は「収容動物情報」ページにリンク設定し、「収容動物情報」一覧又は「画像」に直接リンク設定しないよう理解を求めること。

- (4) 市ホームページに掲載する収容動物の画像を印刷して使用する場で、収容場所連絡先（名称・電話番号等）を掲載する場合は、記載者連絡先を併記して、使用者責任の所在を明確にすること。

附則

この要領は、平成18年11月29日から施行する。

別記様式

施設見学申込書

見学日		年	月	日	受付日	年	月	日
見学者 (代表者)	住所							
	氏名							
	電話番号							
	人数							
目的								
センターを知ったきっかけ								
特記								
		担当						

※ 特記欄には要望、写真撮影の有無等その他事項があれば記載